

## 前川町長に対する辞職勧告決議

前川光町長に対しては、町長に就任以降2度に渡り問責決議を行うとともに、令和5年第1回定例会においては町長に対する辞職勧告決議を行い、これまで以上にその責任を問うとともに反省を促した。

しかしながら、今もなお前川町長の法令を軽んじる姿勢は一向に改善が見受けられず、議会軽視が継続していることは到底看過できるものではない。

今定例会においても、今後における町の財政状況の将来見通しに関する説明においても不透明な部分があるとともに、補正予算で計上された事業の制度設計が不十分であるにもかかわらず要求がなされており、併せて執行部からの説明も不十分で、かつ町長に対し説明を求めたが丁寧な説明は皆無であった。

本会議・委員会で町長は、議会に対して丁寧な説明を行うことを言われているが、実情は全くなく、議会軽視を通り越した議会無視が継続されている。

また前回の定例会と同様に、今定例会の予算委員会の審査においても、我々議会が町の持続性を大きく問題視する中であって、前川町長は議員の質問に正面から答えることが無いことを鑑みると、その姿勢はトップとしての資質が欠落していることを露呈しており、もはや町政の執行権者としての責任と自覚を感じることは出来ない。

よって、我々大山崎町議会は、再度、前川光町長のこの間の法令及び議会無視の暴挙に対し、前川光町長が自ら厳粛に受け止め、自らの意思と責任により直ちに大山崎町長の職を辞職することを、強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年6月**23**日

大山崎町議会